

監査基準報告書 230「監査調書」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 230</p> <p style="text-align: center;">監査調書</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第7号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《Ⅳ 適用》 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>監査基準報告書 230</p> <p style="text-align: center;">監査調書</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第7号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《Ⅳ 適用》 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） ・ 本報告書（2024年9月26日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年9月26日改正） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）
<p>《付録 他の監査基準報告書における文書化に関する特定の要求事項》（第1項参照）</p> <p>本付録は、文書化に関する特定の要求事項を含む他の監査基準報告書を一覧にしたものである。この一覧は、他の監査基準報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」-第8項 ・ 監査基準報告書220「監査業務における品質管理」-第41項 ・ 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」-第43項から第46項 ・ 監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」-第29項 ・ 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」-第24項 ・ 監査基準報告書300「監査計画」-第11項 ・ 監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」-第37項 ・ 監査基準報告書320「監査の計画及び実施における重要性」-第13項 ・ 監査基準報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」-第27項から第29項 ・ 監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」-第14項 ・ 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」-第38項 ・ 監査基準報告書550「関連当事者」-第27項 ・ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」-第59項 ・ 監査基準報告書610「内部監査人の作業の利用」-第22項 ・ 監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」-第24項 ・ 監査基準報告書910「中間監査」-第33項から第35項 <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>《付録 他の監査基準報告書における文書化に関する特定の要求事項》（第1項参照）</p> <p>本付録は、文書化に関する特定の要求事項を含む他の監査基準報告書を一覧にしたものである。この一覧は、他の監査基準報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」-第8項 ・ 監査基準報告書220「監査業務における品質管理」-第41項 ・ 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」-第43項から第46項 ・ 監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」-第29項 ・ 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」-第22項 ・ 監査基準報告書300「監査計画」-第11項 ・ 監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」-第37項 ・ 監査基準報告書320「監査の計画及び実施における重要性」-第13項 ・ 監査基準報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」-第27項から第29項 ・ 監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」-第14項 ・ 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」-第38項 ・ 監査基準報告書550「関連当事者」-第27項 ・ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」-第59項 ・ 監査基準報告書610「内部監査人の作業の利用」-第22項 ・ 監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」-第24項 ・ 監査基準報告書910「中間監査」-第33項から第35項 <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上